

平成20年10月1日より障害のある方を対象とした NHK放送受信料の 免除 基準が変わります

【全額免除】

- 「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」が世帯構成員（注意1）であり、世帯全員が、市民税（住民税）非課税の場合に、全額免除となります。

【半額免除】

- 重度の障害者（注意2）（身体障害者、知的障害者、精神障害者）が世帯主の場合に、半額免除となります。

- 視覚・聴覚障害者が世帯主の場合に、半額免除となります。（変更なし）

（注意）1.NHK受信料の免除でいう「世帯」とは、現に一の家屋で生活している状態を指します。

2.「重度の障害者」とは、次のいずれかの障害者手帳所持者を指します。

- ①身体障害者手帳1、2級 ②療育手帳A ③精神障害者保健福祉手帳1級

受信料免除の申請手続きについて

1. 申請手続きには、障害者手帳と印が必要です。
2. 申請用紙を記入して、担当窓口へ提出してください。
3. 証明を受けた申請書をNHKに郵送してください。
4. NHKで確認後、「受領通知書」をお届けします。
5. 免除は、NHKで免除料申請書を受領した次月分の受信料から該当となります。

〈注意事項〉

- 世帯の収入等の確認のため、事前に聞き取りや用紙記入をお願いすることがあります。
- 今回の申請は、新たに免除基準に該当する方が対象です。既に免除されている方、免除に変更がない方は、手続きの必要はありません。

仙北市担当窓口

- ・仙北市福祉事務所社会福祉課（西木庁舎）
- ・田沢湖地域センター総合窓口課（田沢湖庁舎）
- ・角館地域センター総合窓口課（角館庁舎）
- ・各出張所（田沢 神代 桧木内 上桧木内）

証明についての問い合わせ先

仙北市福祉事務所社会福祉課
TEL(43)2288 FAX(47)2116

注意事項 —NHK秋田放送局—

（申請に係る記載内容について）

- ・記載していただいた個人情報、放送受信料に関する適用のほか、受信に関する相談業務、放送やイベントのお知らせ、放送に関する調査へのご協力をお願いのために利用します。
- ・お引越しによる住所変更など、記載内容に変更があったときは、NHKまでご連絡ください。

（免除に該当しなくなったときには）

- ・受信料免除事由が消滅したときは、すみやかにNHKまでご連絡ください。
- ・NHKでは、定期的に受信料免除事由の継続状況について調査を行っています。免除に該当しなくなった場合は、受信料免除を解消する旨ご連絡いたします。

（申請書等の送付先）

〒010-8501
秋田市東通仲町4-2
NHK秋田放送局 放送受信料(免除申請)担当

（問い合わせ先）

NHK視聴者コールセンター
・放送受信契約の申込や転居のご連絡
フリーダイヤル 0120-151515
・受信料についてのお問い合わせ
ナビダイヤル 0570-077-077